

第2回熊本県地域医療構想調整会議

次 第

日 時：平成30年2月15日（木）
15：00～（1時間程度）

場 所：熊本県医師会館6階大会議室

開 会

議 事

- 1 「政策医療を担う中心的な医療機関」の役割明確化に関する協議の
進め方について 【資料1】

報 告

- 1 各構想区域の地域医療構想調整会議の協議状況について 【資料2】
- 2 地域医療介護総合確保基金（医療分）について 【資料3】
平成30年度政府予算案、県計画について
平成31年度新規事業提案募集について
- 3 熊本県在宅医療連携体制検討協議会の協議状況について 【資料4】
- 4 その他

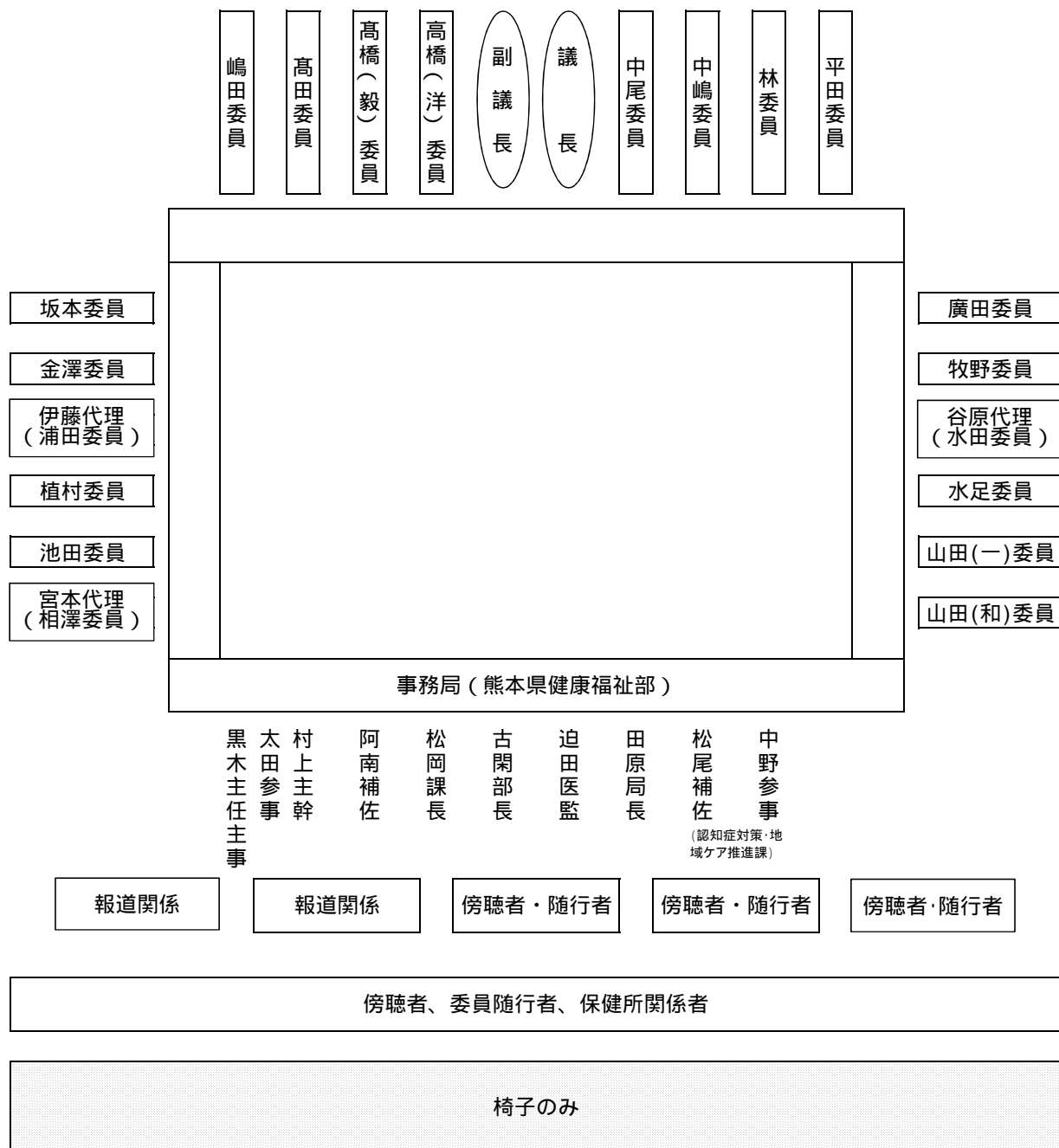
閉 会

第2回熊本県地域医療構想調整会議・出席者名簿

(五十音順・敬称略)

| No. | 氏名 | 所属・役職 | 出席 | 備考 |
|-----|--------|--------------------------------------------|----|--------------|
| 1 | 相澤 明憲 | 公益社団法人熊本県精神科協会 会長 | 代理 | 代理 宮本 憲司朗副会長 |
| 2 | 荒木 泰臣 | 熊本県町村会 会長 | 欠席 | |
| 3 | 池田 泰紀 | 熊本市健康福祉局長 | | |
| 4 | 植村 正三郎 | 公益社団法人熊本県医師会 地域医療構想担当理事 | | |
| 5 | 浦田 健二 | 一般社団法人熊本県歯科医師会 会長 | 代理 | 代理 伊藤 明彦副会長 |
| 6 | 小野 友道 | 熊本大学 名誉教授 | | |
| 7 | 金澤 知徳 | 慢性期機能を担う医療機関代表 (青磁野リハビリテーション病院 理事長) | | |
| 8 | 鴻江 圭子 | 熊本県老人福祉施設協議会 会長 | 欠席 | |
| 9 | 坂本 不出夫 | 急性期機能を担う医療機関代表 (国保水俣市立総合医療センター 病院事業管理者) | | |
| 10 | 嶋田 晶子 | 公益社団法人熊本県看護協会 会長 | | |
| 11 | 高田 明 | 公益社団法人全国自治体病院協議会熊本県支部 支部長 | | |
| 12 | 高橋 毅 | 独立行政法人国立病院機構熊本医療センター 院長 | | |
| 13 | 高橋 洋 | 診療所代表 (高橋整形外科医院 院長) | | |
| 14 | 中尾 浩一 | 済生会熊本病院 院長 | | |
| 15 | 中嶋 憲正 | 熊本県市長会 会長 | | 委員交代 |
| 16 | 林 邦雄 | 在宅医療を担う医療機関代表 (林整形外科医院 理事長) | | |
| 17 | 平田 稔彦 | 熊本赤十字病院 院長 | | |
| 18 | 廣田 誠介 | 公益社団法人熊本県薬剤師会 会長 | | |
| 19 | 福田 稔 | 公益社団法人熊本県医師会 会長 | | |
| 20 | 牧野 俊彦 | 熊本県保険者協議会 会長 | | |
| 21 | 水田 博志 | 熊本大学医学部附属病院 院長 | | 代理 谷原 秀信教授 |
| 22 | 水足 秀一郎 | 回復期機能を担う医療機関代表 (山鹿中央病院 理事長) | | |
| 23 | 山田 一隆 | 病院代表 (高野病院 理事長 院長) | | |
| 24 | 山田 和彦 | 一般社団法人熊本県老人保健施設協会 会長 | | |

第 2 回 熊本県地域医療構想調整会議 配席図



熊本県地域医療構想調整会議設置要綱

(設置)

第1条 医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4第2項第7号の規定に基づき策定した熊本県地域医療構想(以下「地域医療構想」という。)の推進のため、同法第30条の14の規定に基づき、熊本県地域医療構想調整会議(以下「県調整会議」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 県調整会議は、地域医療構想の推進に必要な次の事項について協議する。

- (1) 県内の一般病床及び療養病床を有する病院・診療所が担うべき病床機能に関する事項
- (2) 病床機能報告制度等による現状の共有に関する事項
- (3) 地域医療介護総合確保基金の県計画に関する事項
- (4) 地域医療介護総合確保基金を活用した具体的な事業に関する事項
- (5) その他の地域医療構想の推進に必要な事項

(組織)

第3条 県調整会議の委員は、医療及び介護関係者、医療保険者、学識経験者その他の関係者等で構成する。

- 2 委員の任期は、承諾の日から承諾日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(議長及び副議長)

第4条 県調整会議に議長及び副議長を1人置く。

- 2 議長及び副議長は、委員の互選により定める。
- 3 議長は、県調整会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 県調整会議は、議長が招集する。

- 2 県調整会議は、必要と認めるときは、関係機関等から意見を聴取することができる。

(会議の報告)

第6条 議長は、必要と認めるときは、県調整会議における意見をまとめて、関係会議に報告する。

(庶務)

第 7 条 県調整会議の庶務は、熊本県健康福祉部健康局医療政策課において処理する。

(雑則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、県調整会議の運営に関し必要な事項は、議長が委員に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 2 9 年 6 月 8 日から施行する。